

2. 訪問型サービス（独自/定率）算定構造

【訪問型サービスA（区独自基準訪問型サービスA）】 令和8年6月以降

基本部分	
------	--

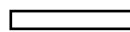
イ 訪問サービス費（45分程度）	事業対象者、要支援1・2 （1回につき 185単位）
ロ 訪問サービス費（60分程度）	事業対象者、要支援1・2 （1回につき 227単位）
ハ 訪問サービス費（90分程度）	事業対象者、要支援1・2 （1回につき 293単位）
ニ 訪問サービス費（120分程度）	事業対象者、要支援1・2 （1回につき 360単位）

ホ 初回加算	（1月につき 200単位を加算）
--------	------------------

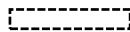
ハ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき 100単位を加算）
	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき 200単位を加算）

ト 事業開始時支援加算	（1月につき 180単位を加算）
-------------	------------------

チ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅰ）イ	週1回程度（1月につき 318単位を加算）
		週2回程度（1月につき 634単位を加算）
	(2) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅰ）ロ	週1回程度（1月につき 338単位を加算）
		週2回程度（1月につき 674単位を加算）
	(3) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅱ）イ	週1回程度（1月につき 293単位を加算）
		週2回程度（1月につき 585単位を加算）
	(4) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅱ）ロ	週1回程度（1月につき 313単位を加算）
		週2回程度（1月につき 625単位を加算）
	(5) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅲ）	週1回程度（1月につき 243単位を加算）
		週2回程度（1月につき 486単位を加算）
	(6) 介護職員等処遇改善加算相当（Ⅳ）	週1回程度（1月につき 200単位を加算）
		週2回程度（1月につき 399単位を加算）



支給限度額管理の対象の算定



「事業開始時支援加算」、「介護職員等処遇改善加算相当」は、支給限度額管理の対象外の算定項目